

分限免職処分等取消請求事件に係る判決結果について

岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの廃止（平成24年3月31日）を理由に分限免職処分を受けた元県職員2名から平成27年8月8日に提起された訴訟について、平成30年1月24日に岐阜地方裁判所から判決が言い渡されましたので、結果を報告します。

1 訴訟の概要

(1) 事件名 平成27年（行ウ）第15号 分限免職処分取消等請求事件

(2) 当事者

原告 元岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー教授

元岐阜県立国際情報科学芸術アカデミー学科長兼教授

被告 岐阜県 代表者 岐阜県知事、岐阜県教育委員会

※ 岐阜県人事委員会は平成28年5月9日付けで取下げ

(3) 原告の主な主張

- ・県策定の「行財政改革アクションプラン」を受けてのアカデミー廃止条例の制定は極めて恣意的で、裁量権の逸脱・濫用があり違法・無効である。
- ・アカデミー廃止後の大学院の教員選任にあたって人事評価が行われず、I AMASの定数の改廃に藉口して原告を恣意的に免職したこと、及び免職回避措置がとられていないことから、分限免職処分は裁量権の逸脱・濫用があり違法である。

2 経緯

- H24. 3.31 アカデミー廃止、分限免職処分
4月 人事委員会へ不服申立て
- H27. 2.12 人事委員会裁決（分限免職処分を承認）
8.8 訴訟提起
- H29. 7.19 証人尋問
10.11 第3回口頭弁論（結審）
- H30. 1.24 判決言渡し

3 判決結果

県勝訴

- 主文 1 本件訴えのうち岐阜県立国際情報科学芸術アカデミーの廃止の無効確認を求める部分を却下する。
- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告の負担とする。

4 裁判所の判断

- ・ 条例それ自体によって原告らの権利義務ないし法的地位に直接の影響を及ぼすとは認められないから、アカデミー廃止条例の制定行為は行政処分にあたらない。
- ・ アカデミーの廃止及びCGIコースの大学院への不統合に至る経緯や、これにより原告らが分限免職の対象となったことについて、県ないしI AMASにおける判断や手続きに、特段違法な点や著しく不合理な点は見当たらない。
- ・ 十分な免職回避措置が講じられなかったことに違法があるとは認められない。

<根拠法令>

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。）の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一～十五 略

十六 争訟に関すること。

十七～二十 略

2 教育委員会は、その議決に基づき、前項第十六号に掲げる事務について教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

第二条 略

第三条 教育長は、第一条の規定により委任された事務のうち重要と認められるもの（前条の規定により教育委員会の決定にかからしめたものを除く。）の管理及び執行の状況について、適切な時期に教育委員会に報告しなければならない。